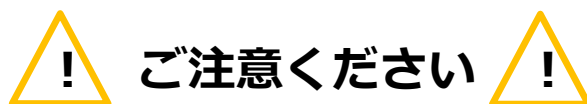


健康保険証（被保険者証）の取扱いについて

- 健康保険証の交付を受けたときは、直ちに裏面の住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
- 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず健康保険証を窓口で提出してください（高齢受給者証の交付を受けている方は、併せて提出してください）。
- 業務上での病気やケガでは健康保険での診療は受けられません。
- 交通事故等により健康保険で受診するときは、かならず川口工業健康保険組合への連絡をし、「第三者行為による被害届」の提出をしてください。
- 被保険者の資格を喪失したとき、又はその被扶養者でなくなったときは、すみやかに健康保険証を事業主に返却してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合に返納してください。
- 健康保険証の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して提出し、訂正を受けてください。ただし、任意継続被保険者の方は、川口工業健康保険組合に直接提出し、訂正を受けてください。
- 健康保険証を紛失したときは、「被保険者証・高齢受給者証 再交付申請書紛失届」を直ちに事業主を経由して提出し、再交付を受けてください。ただし、任意継続被保険者の方は、川口工業健康保険組合に直接提出してください。
き損した場合は、再交付申請書とともにき損した健康保険証を添付してください。



- ! 不正に健康保険証を使用した場合、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
- ! 資格喪失後また扶養でなくなった後に保険証を医療機関で利用された場合は、後日、川口工業健康保険組合が負担した医療費を、資格喪失した方または被保険者へ直接返還請求しております。
- ! 繰り返し請求しても返還いただけない場合は、裁判所へ支払督促申し立てや少額控訴等の法的手続きを経て、強制執行（給与、預貯金等の差押え）による回収を行う場合もあります。

〒332-0012 埼玉県川口市本町3-2-22

工房ビルディング4階

川口工業健康保険組合 TEL:048-229-2353